

反社会的勢力に対する保険契約の 名義貸しと重大事由解除

ソニー損害保険株式会社 う 高見 直史

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、 日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授·弁護士 甘利 公人

宇都宮地裁平成29年11月30日判決 平成28年(ワ) 第629号 保険金請求事件 判例集未登載

1. 本件の争点

本件は、暴力団員である被保険者A (事故後に死亡)の相続人である原告 (X1、X2、X3、X4)らが、被保険者Aが被保険自動車を運転中に発生した交通事故により後遺障害を伴う傷害を受けたとして、保険金の支払を求めた事案である。

なお、契約者及び記名被保険者はBであり、被保険自動車の所有名義もBであったが、実際にはAが使用するためのものであり、BはAから依頼されて名義を貸したものであったことから、被告Y保険会社は、重大事由解除により保険金の支払いを拒否した。

本件の争点は、(1)重大事由解除の有効性、(2)Aの 傷害の内容、程度及びそれが本件事故によるものか 否か、(3)Aの損害額、の3点であった。

本判決は争点(1)についてのみ判断しており、本稿では争点(1)について検討する。

2. 事案の概要

- (1) AとX1は夫婦であり、X2、X3、X4は両名の子である。Aは、平成26年6月20日に死亡し、XらがAを相続した。
- (2) Bは、平成24年11月24日頃、Y保険会社との間で、自らを記名被保険者とする自動車保険契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

保険種類 総合自動車保険

保険期間 平成24年11月24日から平成25年11

月24日午後4時

記名被保険者B

被保険自動車 宇都宮301〇〇〇〇 自家用普通

乗用車(B所有名義。以下「本件

自動車」という。)

保険金額 人身傷害 5000万円、搭乗者傷害

3000万円

- (3) 本件契約の契約者及び記名被保険者はBであり、本件自動車の所有名義もBであったが、本件自動車は、実際にはAが使用するためのものであり、BはAから依頼されて名義を貸したものである。Aは、指定暴力団甲会乙家内〇〇代目総長であった。
- (4) 本件契約の内容となる普通保険約款(以下「本件約款」という。)第4章基本条項第13条には(重大事由による解除)と題する次のような規定がある。
 - 「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

- ③ ①及び②に掲げるもののほか、保険契約者、 被保険者または保険金を受け取るべき者が、 ①および②の事由がある場合と同程度に当会 社のこれらの者に対する信頼を損ない、この 保険契約の存続を困難とする重大な事由を生 じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。」
- (5) 企業は反社会的勢力と関係を断つべきであるという政府の方針などを受けて、各保険会社は、反社会的勢力との関係遮断の取組みを実施することになり、平成25年9月には日本損害保険協会により、「反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例」がとりまとめられ、同年秋以降に損害保険各社の約款にいわゆる暴力団排除条項が導入された。

Yも、本件契約のような総合自動車保険契約の 内容となる普通保険約款第4章基本条項第13条 (重大な事由による解除)を下記のように変更し、 暴力団排除条項を導入した。ただ、普通保険約款 に暴力団排除条項を導入したのは本件契約がなさ れた後のことである。

記

- 「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 省略
 - ② 省略
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、 または便宜を供与する等の関与をしている と認められること。
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認 められること。

以下、省略」

(6) 以下の交通事故が発生した。

ア 日時 平成25年10月31日午後6時15分頃

イ 場所 宇都宮市

- ウ 関係車両1 A運転の本件自動車 関係車両2 C運転の普通乗用自動車
- エ 事故態様 Aは、本件自動車を運転し中央線により通行区分が行われている片側一車線道路を進行していたが、前方に道路外駐車場から当該道路に左折して進入しようとする車両を認めたため、同車との衝突を回避するため右転把して中央線を超えたところ、対向車線上に停止していた上記関係車両2と衝突した。
- (7) Yは、平成29年3月6日にXら代理人が受領した同月9日付準備書面1において、Xらに対し、本件契約を解除する旨の意思表示をした(以下「本件解除」という。)。

3. 判旨 (請求棄却)

(1) 争点(1)本件解除の有効性について

「本件約款における重大事由を理由とした解除の規定は第2の(4)のとおりであり、後に導入された暴力団排除条項は含まれていない。そして、本件約款第4章基本条項第13条の規定の仕方からして、3号解除事由における事情はモラルリスクに関連するものが中心となることは明らかである。しかし、3号解除事由は、同条同項1号、2号の事由がある場合と同程度に保険会社の保険契約者等に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたことと規定しているのであって、3号解除事由がモラルリスクの場合のみの規定であると解する根拠はない。モラルリスクとは直接関係がないものであっても、それと同程度に保険会社の信頼を損なうような事情があれば、3号解除事由に該当すると解するべきである。

本件契約における保険契約者は名義上Bであるが、上記認定のとおり、Bは反社会的勢力である指定暴力団に所属するAの依頼でAのためにAが使用する自動車を被保険自動車とする契約に名義を貸したものであり、実質的な契約当事者はAである。本件契約当時は本件約款に暴力団排除条項はなかったものの、保険会社にとって契約の相手方が反社会的勢力か否かは当時であっても重要な契約締結の際の考慮要素であったといえる。A自身、それを知って

いたから、Bに名義貸しを依頼したものと推測できる。

このように、保険契約締結当時においても、保険会社にとって重要な情報である保険契約者等が反社会的勢力か否かという点について、Aは『名義貸し』という方法で実際と異なる者を保険契約者等とする契約を締結させたものであり、これは3号解除事由が規定する『当会社のこれらの者(保険契約者等)に対する信頼を損ない、この保険契約の存統を困難とする重大な事由』であると認めるのが相当である。」

(2) 結論

「本件契約には3号解除事由である契約存続を困難とする事由があり本件解除は有効であるから、その余の点を判断するまでもなく、Xらの請求はいずれも理由がない。

なお、Yは、本件解除を本件訴訟における準備書面において行っているが、これは本件契約の実質的当事者がAであるということを前提として、Aの相続人であるXらに対して解除の意思表示を行ったものと認められる。」

4. 評釈(判旨に賛成する)

(1) はじめに

本件は、暴力団排除条項導入前の自動車保険契約に基づく人身傷害保険金の請求において、被保険者 Aが反社会的勢力であるという事情に加え、実際と 異なる者Bを保険契約者とする名義貸しにより本件 契約を締結させたという事情があり、これらの事情 を理由とする重大事由解除の可否が争われた事案で ある。

平成24年以降に生損保各社の保険約款に導入された暴力団排除条項は、重大事由解除を定めた保険法30条・57条・86条の各3号の包括規定を具体化したものと位置付けられており、保険契約者等が反社会的勢力であることが判明した場合、その属性のみを理由として契約を解除し、保険金の支払いを拒むことを明確にしている。

3号の包括規定は、保険者の保険契約者等に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする 重大な事由があった場合に、契約の解除と重大事由 発生後の免責を認めているが²⁾、反社会的勢力とい う属性のみを理由として解除することは、重大事由解除に係る片面的強行規定に抵触する可能性があるとの指摘があり³⁾、導入前の約款において重大事由解除の可否が、導入後の約款においてはその有効性が問題になる。

肯定する立場からは、①保険会社は反社会的勢力との関係遮断の取組みが強く義務付けられていることから、反社会的勢力という属性は、それ自体が信頼関係破壊および契約継続困難を基礎づけるとする見解⁴⁾、②反社会的勢力という属性には、モラル・リスクを招来する高度な蓋然性があり信頼関係が破壊されるとする見解⁵⁾、③暴力団排除条項は、信頼関係破壊を基礎とする重大事由解除とは異なった解除権と位置づけるとする見解⁶⁾、等がある。

本件では、重大事由解除の可否として争われ、Y 保険会社は①および②を主張し、本判決では①を理由として解除を認めた。

既に、暴力団排除条項に基づく解除は生損保各社の実務に広く定着しており、有効であることを前提として解除を認めた広島高裁岡山支判平成30年3月22日金融法務事情2090号70頁(以下「岡山支判」という。)も登場しているが、反社会的勢力からの保険金請求に対し、重大事由解除の可否が争われた裁判例は公刊物上見当たらず、本判決は、先例として意義があるものと考える。

(2) 本判決について

① 反社会的勢力という属性自体を基礎とした信頼 関係の破壊

Xらは、「保険法にいう「保険契約の存続を困難とする重大な事由」(保険法86条3号)は、直接には同条1号又は2号に該当しないが、これらと同程度に強度の背信行為を行った場合は解除権を認めるものであることから、保険金の不正取得目的その他モラルリスクが疑われても致し方ない状況が必要である。本件契約において、保険契約者等が反社会的勢力であったとしても、それのみをもって保険契約の継続を困難とする重大な事由があったということはできず、本件において保険金の不正請求目的その他モラルリスクが疑われても致し方ない状況はない。」と主張した。

Y保険会社は、「〔3号解除事由は〕、賃貸借契約 等の各種継続的契約における信頼関係破壊の理論が 保険契約にも妥当することから、保険者に特別の解 約権が認められていたという保険法制定前からの保険実務が、保険法制定により実定化されたものである。したがって、3号解除事由は、同項1号、2号の規定からモラルリスクに関連する事情が中心をなすことはいうまでもないが、モラルリスクには直接は関連しない事情であっても、保険契約を成立、存続させるに足りる信頼関係を破壊しうる事情であれば解除事由になる。」「本件契約は、保険契約者等が反社会的勢力であり、反社会的勢力との関係遮断は企業のコンプライアンスにおける最重要課題の一つであるから、モラルリスクと直接関係するかどうかを個別具体的に検討するまでもなく、保険会社としては本件契約を解除しうる。」と主張した。

本判決では、「〔本件契約締結当時においても〕保 険会社にとって重要な情報である保険契約者等が反 社会的勢力か否かという点について、Aは『名義貸 し』という方法で実際と異なる者を保険契約者等と する契約を締結させた」ので、本件契約には3号解 除事由である契約存続を困難とする重大事由があ る、と判示している。

たしかにXらの主張する通り、3号解除事由の信 頼関係破壊要件について、不正請求目的が必要とす る見解がありが、重大事由解除がモラル・リスク排 除を目的として実定法化された8)という経緯から も、本件判旨の指摘する通り1号・2号の規定から も、モラル・リスクに関連する事情が中心をなすこ とは明らかであるが、不正請求目的がある場合は、 1号または2号で解除できるのであるから、3号で は不正請求目的がなくとも適用されるとする見解⁹⁾ や、重大事由解除の法理が、そもそも一般私法領域 における信頼関係破壊法理に由来する点にかんがみ れば、その信頼関係破壊等の評価根拠事実を、保険 特有の観念であるモラル・リスクに関連する事情に 限定しなければならない必然性はなく、契約自体を 締結・維持させるために必要な一般的な信頼関係の 存否を問うことが許されて良いはずとする見解10 が あり、「モラル・リスクとは直接関係がないものであ っても、それと同程度に保険会社の信頼を損なう事 情があれば、3号解除事由に該当する」とした判旨 に賛成する。

そして、Y保険会社は、モラル・リスクには直接 は関連しない事情として、保険会社は反社会的勢力 との関係遮断を求められており、保険契約を成立、 存続させるに足りる信頼関係を破壊しうる事情があ るので、3号解除事由に該当すると主張した。換言すれば、反社会的勢力という属性は、それを知っていれば契約を締結しない、継続しない、という考慮をすべき事情にあたるので信頼関係が破壊される、ということになろう。

たしかに保険会社には、政府による許認可と監督のもと、反社会的勢力との関係断絶への取組みが強く義務付けられ、その遵守を条件に保険契約の締結行為が許容されているといえ、その保険会社を保険者とする保険契約に関しては、保険者は、反社会的勢力等と保険契約締結の前提となるべき信頼関係を構築することなどできず¹¹⁾、契約を存続させる前提である信頼関係が不存在になるので包括条項に該当する¹²⁾と説明できる。保険特有の問題であるモラル・リスク排除を目的とした重大事由解除の適用可否を、継続的契約一般に求められる信頼関係の破壊によって説明することの問題意識については後述するが、理論的には以上の通り説明が可能であり、本件の判断としては妥当と考えるので、判旨に賛成する。

② 契約締結時の重要な考慮要素

本件契約の締結当時、「反社会的勢力か否かは当時であっても重要な契約締結の際の考慮要素であった」と認定している点については、議論の余地があると考える。

反社会的勢力との関係遮断を求めた平成19年6月の政府指針策定、平成20年3月の金融庁監督指針改正等は、いずれも本件契約の締結前であり、Y保険会社の主張する通り、反社会的勢力との関係遮断は企業のコンプライアンスにおける最重要課題の一つとなっていたのは事実であるが、だからといって、反社会的勢力であるか否かが契約の際の重要な要素となっていたか否かは別である。一般には、損害保険各社において、反社会的勢力であるか否かを確認し、該当すれば契約しない、解除するといった実務は暴力団排除条項の導入と同時に確立されており、Y保険会社において、既に本件契約の締結当時にそのような実務が確立されていたか、判決文においては明らかではない。

また、裁判例でも、反社会的勢力からの保険金(共済金)請求の可否が争われた事例として、福岡高判平成26年5月30日金融商事判例1536号74頁(以下「福岡高判」という。)があるが、本件と同じく暴力団排除条項の導入前の生命共済契約の契約締結当時、反

社会的勢力とは当然に共済契約を締結しなかったとの事実を認定していない。ただし共済契約の初回契約が平成15年10月に締結され、以降、自動更新されているなど前提の違いもあり、一概に判断を異にしているとはいえない面もある。

一方で、反社会的勢力とは当然に契約しなかった という事実認定が妥当とするならば、本件では錯誤 無効を主張する余地もあったと考える。福岡高判は、 錯誤無効等が争点となった事案であるが、「被告(共 済団体)は当該被共済者に対して反社会的勢力でな いことの申告を求めた形跡はなく、暴力団排除条項 も設けていない」とし、「明示的にも黙示的にも当該 被共済者が暴力団員でないことを意思表示の動機と して表示していたとまではいえない」と判示してい る。その点、本件判旨では、「保険会社にとって契約 の相手方が反社会的勢力か否かは当時であっても重 要な契約締結の際の考慮要素であったといえる。A 自身、それを知っていたから、Bに名義貸しを依頼 したものと推測できる。」とし、Y保険会社が意思表 示の動機として表示していたことを認定しているよ うに読める。

③ 名義貸しという行為による信頼関係の破壊

本件判旨では、反社会的勢力という属性だけでなく、「Aは『名義貸し』という方法で実際と異なる者を保険契約者等とする契約を締結させた」という行為も認定しているが、この行為も信頼関係の破壊に影響するのか、単に契約に至った経緯を説明しているだけなのか、明らかではない。

保険者の「信頼」が、保険特有のモラル・リスクを招来する行為を行わないことにむけられているとするのであれば、名義貸しは保険会社を欺罔することを厭わない者であるということを明らかにする行為であり、反社会的勢力が有するモラル・リスクを招来する高度な蓋然性を、より具体的に基礎づけていると評価しうる。

一方で、保険者の「信頼」が、継続的契約一般に 求められる、契約を締結・維持させるために必要な 信頼にむけられているとすれば、反社会的勢力であ るという自体で信頼関係が破壊されている、あるい は存在しなかったことになるので、A自身が反社会 的勢力とは契約しないことを知っていて、属性を「申 告しなかった」としても、「名義貸しにより偽った」 としても、信頼関係破壊の程度に差は生じないと考 えられる。 本件判旨では、前者に言及しておらず、後者に基づく判断にあたり経緯を説明しているにとどまると考えられるが、あるいは本件が、重大事由解除だけでなく、詐欺取消しの要件である「保険会社を詐罔する行為を故意になし」「保険会社が詐欺によって生じた錯誤によって契約を締結した」¹³⁾ も充足していることを示唆しているようにも読める。

ちなみに、暴力団員は、対立する組織の構成員に登録番号(ナンバー)から自己の居所を知られ襲撃されることを防ぐため、第三者の名義で自動車を購入、登録を行うことが多く、自動車保険契約の名義貸しは、単に自動車の名義貸しに付随してなされることが多い。本件自動車の所有名義もBであったことからすれば、反社会的勢力とは保険契約を締結しないとAが知っていたから名義貸しを行ったと認定する根拠は乏しいようにも思われる。

(3) 暴力団排除条項の有効性

暴力団排除条項の導入後は、損害保険各社においては、反社属性審査として、新規契約時・契約期間中・事故登録時にそれぞれ、保険契約関係者の姓名や生年月日等について、自社や損害保険協会などの反社データベースと照合し、最終的に警察照会により反社会勢力に該当すると確定した場合には契約を解除していることから、反社会的勢力か否かが重要な契約締結の際の考慮要素となっているといえ、本件判旨によれば、暴力団排除条項は有効と解することができる。

なお、岡山支判は、有効性について直接判断していないが、「本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたものといえ」として、暴力団排除条項の趣旨を本件判旨と同様に説明し、有効であることを前提として解除を認めている。

ところで、暴力団排除条項の導入は、暴力団関係者は契約できない旨の動機の表示に関し重要な要素になるとの見解¹⁴もあり、契約締結後に保険契約者等が反社会的勢力であることが判明した場合には、錯誤を主張する余地が大きくなる。

また、反社会的勢力という属性のみを理由とした 重大事由解除について、肯定する立場からも、否定 する立場からも、反社会的勢力でないことについて 表明確約を求め、暴力団排除条項の法的安定性や実 効性を向上させるという提案¹⁵ がなされている。た だし、本件判旨のアプローチをとる場合には、名義 貸しという行為と同様に、信頼関係破壊の程度には 影響を与えないが、暴力団関係者とは契約できない ことを保険会社が相手方に示すこと、相手方が故意 に
許
罔
し
て
い
る
こ
と
を
明
確
に
す
る
点
で
は
有
用
と
い
え る。

つまり、暴力団排除条項を導入し関連する実務を 強化することは、詐欺取消しによる対処を可能とす ることにつながる、ともいえる。

実際、建物賃貸借契約において、暴力団事務所と して使用する意図を隠して契約し、刑法246条の詐欺 罪が適用された事案も多数報道されており、銀行業 界においても、暴力団員でないことを表明確約して 口座開設等を申し込み通帳等の交付を受けた行為 が、詐欺罪にあたるとした最判平成26年4月7日刑 集68巻4号715頁があり、刑事の欺罔行為の認定スキ ームは、民事でも参考にしうる¹⁶⁾ ことからも、保険 契約における反社会的勢力の排除を、詐欺取消しで 処理することの親和性は高いと考える。

反社会的勢力という属性には、信頼関係破壊要件 を満たすほど高度か否かは別として、モラル・リス クを招来する蓋然性があることが犯罪データ等より 明らかでありで、暴力団排除条項がモラル・リスク 排除を目的とする重大事由解除に位置付けられた理 由の一つとなっていると推測するが、結局のところ、 片面的強行規定への抵触懸念が生じ、モラル・リス クと直接関連しない事情によって基礎づけたり、表 明確約を求めたりするのであれば、むしろ暴力団排 除条項は詐欺取消しの一類型として位置付ける方が 自然とも思われ、重大事由解除の濫用懸念18)を惹起 することも回避できる。

すなわち、保険法制定以降の自動車保険約款では、 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によっ て、保険契約を締結した場合の詐欺取消しを定めて おり19、募集文書等における反社会的勢力とは契約 しないことの明示や表明確約手続きといった実務を 整備した上で、暴力団排除条項をその一類型として、 その条項の中で具体化するという検討となる。

(4) おわりに

重大事由解除がモラル・リスク排除を目的として 保険法で実定法化されたことをかんがみれば、暴力 団排除条項を重大事由解除の枠内に位置づけるので あれば、本判決では判断されなかったが、モラル・ リスクと直接関連ある事情で基礎づけされることが 望ましく、それが困難なのであれば、詐欺の要件を 充足しうる実務を整備した上で、詐欺取消し規定の 枠内に暴力団排除条項を移行することも検討すべき と考える。

あるいは、本件判旨とは関連しないため本稿では 検討を割愛したが、暴力団排除条項について信頼関 係破壊を基礎とする重大事由解除とは別の解除権と の位置づけであるとの見解200 についても、更に検討 を深めていく必要があろう。

本判決は、暴力団排除条項や関連する保険実務の 整備途上にあった過渡期において、重大事由解除を 継続的契約一般に求められる信頼関係の破壊に基づ いて判断することにより、社会的要請に応えて反社 会的勢力を排除したものとして意義は大きいと考え るが、将来に向けては、暴力団排除条項の役割につ き更に検討を深め、その役割に相応しい法理によっ て基礎づけていくことが望ましいと考える。

以上

- 1) 筆者はソニー損害保険株式会社事故サポート部に所属し ているが、本稿における見解は筆者個人のものであって、 所属組織の見解ではない。
- 2) 福田弥夫=古笛恵子・逐条解説 改正保険法180頁(2008 年・ぎようせい)。
- 3) 宮根宏一「片面的強行規定の『趣旨』との抵触に関する 判断と脱法行為論一保険法との関係を中心にして一」保険 学雑誌614号(2011年)5頁注12、潘阿憲「生命保険契約と 重大事由解除」生命保険論集192号(2015年)20頁。
- 4) 大野徹也「保険契約における暴力団排除条項と重大事由 解除の規律」金融法務事情2035号40頁(2016年)、天野康弘 「重大事由解除と反社会的勢力の排除について」保険学雑 誌629号175頁 (2015年)。
- 5)藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌621 号98頁 (2013年)、藤本和也「重大事由解除に基づく反社会 的勢力排除の法理」保険学雑誌633号94頁(2016年)。
- 6) 嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権-重大事 由による解除の適用場面を中心に」石川正先生古希記念論 文集 経済社会と法の役割839頁 (2013年・商事法務)、落 合誠一監修・編著・保険法コンメンタール(損害保険・傷 害疾病保険)第2版178頁〔榊素寛〕(2014年・損保総研)、

山本啓太「判批」ひろば69巻1号68頁 (2016年)。

- 7) 勝野義孝・生命保険契約における信義誠実の原則―消費者契約法の観点をとおして―454頁(2002年・文眞堂)、勝野義孝「重大事由による解除」落合誠――山下典孝編・新しい保険法の理論と実務212頁(2008年・経済法令研究会)は、重複保険の加入に関連して、保険金取得目的を要件とする。
- 8) 甘利公人=福田弥夫=遠山聡「ポイントレクチャー保険 法(第2版)」31頁(2017年・有斐閣)、萩本修・一問一答 保険法97頁(2009年・商事法務)。
- 9) 山下友信=米山高生編「保険法解説 生命保険・傷害疾病 定額保険」577頁〔甘利公人〕(2010年・有斐閣)、甘利公人 =福田弥夫=遠山聡・前掲注8) 38頁。
- 10) 大野・前掲注4) 40頁。保険契約は、「保険である前に「(継続的)契約」なのであるから、「保険」関係を成立・存続させるに足りる信頼関係の存否を問う以前の問題として、「(継続的)契約」自体を締結・維持させるために必要な一般的な信頼関係等の存否を問うことが許されてよいはずであり、その際には、「(継続的)契約」における信頼関係等

- の存否の判断に際して当然に考慮されるべき評価根拠事実 を考慮することが許されて良いはず」とする。
- 11) 大野・前掲注4) 40頁。
- 12) 榊・前掲注6) 178頁。
- 13)編集代表鴻恒夫・註釈自動車保険約款(下)58頁〔山下 友信〕(1995年・有斐閣)。
- 14) 藤本和也・金融・商事判例1536号76頁 (2018年)。
- 15) 潘・前掲注 3) 28頁、大野・前掲注 4) 43頁、第一東京 弁護士会編・保険業界の暴排条項対応82頁 (2016年・金融 財政事情研究会)。
- 16) 天野・前掲注4) 186頁。
- 17) 藤本・前掲注5) 621号99頁。
- 18) 藤本・前掲注 5) 633号85頁。甘利公人「共済契約をめぐる最近の法律問題-保険法施行後 3 年を経過して」共済と保険2014年 2 月号25頁 (2014年)。
- **19)** 自動車保険の解説2012 211頁 (2012年・保険毎日新聞社)。
- 20) 嶋寺・前掲注6) 839頁、榊・前掲注6) 178頁。

<最近掲載の「保険法・判例研究」のご案内>

- ○損害保険契約の約款に規定されている代理請求制度に基づく保険金請求の有効性
 - (2018年7月)
- ○自動車保険契約の解約返戻金請求権の差押債権者による解約権行使の可否

(2018年6月)

- ○他車運転危険補償特約の適用対象となる「他の自動車」から除外される「常時使用する 自動車」の意義(2018年5月)
- ○保険・共済契約の重複締結と重大事由解除(2018年4月)
- ○保険法施行後、普通傷害保険契約の約款に基づき死亡保険金の支払いを請求する場合に おける偶然性の主張立証責任(2018年3月)
- ○精神障害中の自殺(2018年1月)
- *過去掲載の「保険法・判例研究」は、日本共済協会ホームページに掲載されています。
 (https://www.jcia.or.jp/publication/monthly/law.html)